

福島県環境創造センター施設使用料の免除に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福島県環境創造センター条例（平成27年福島県条例第115号。以下「条例」という。）第8条で規定する使用料の免除及び福島県環境創造センター条例施行規則（平成28年福島県規則第36号。以下「規則」という。）第9条で規定する使用料の免除の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料の免除)

第2条 施設等（条例別表の1の表に掲げる施設及び別表の3の表に掲げる設備をいう。以下同じ。）の使用目的が次の(1)の基準を満たし、かつ、使用者（条例第5条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が次の(2)の基準を満たす場合、又は原子力災害により避難指示区域等とされた市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾町及び飯舘村をいう。以下同じ。）及びその住民自治会等が施設等を使用する場合において、次の(3)の基準を満たす場合、条例第8条の規定により、施設等の使用料の全部を免除することができるものとする。

(1) 使用目的に係る基準

使用目的に関する基準は、次のアからエのいずれかに該当する活動の目的であるものとする。

- ア 環境保全（廃棄物適正処理、水・大気環境保全等）に関すること。
- イ 環境共生（循環型社会形成、低炭素社会構築、自然保護、再生可能エネルギー導入推進等）に関すること。
- ウ ア又はイに係る環境教育に関すること。
- エ 放射線に係る教育又は調査研究に関すること。

(2) 使用者に係る基準

使用者に関する基準は、次のアからウのいずれかに該当する者であるものとする。

- ア 福島県内の市町村
- イ 福島県内の学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校）
- ウ 「使用目的に関する基準」に掲げる活動を継続的に実施していると認められる法人及び任意団体

(3) 原子力災害による避難指示区域市町村等が使用する場合の基準

原子力災害による避難指示区域市町村等が使用する場合の基準は、次のア又はイに該当する場合とする。

- ア 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村が復興・復旧のための会議等のために使用する場合。
- イ 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村の住民自治会等がコミュニティの維持のための会議等のために使用する場合。

(使用料の免除手続き)

第3条 条例第8条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、規則第4条第1項の環境創造センター使用承認申請書の提出の際、併せて環境創造センター使用料免除申請書(様式)を提出しなければならない。

2 知事は、使用料の免除をするときは、使用者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。